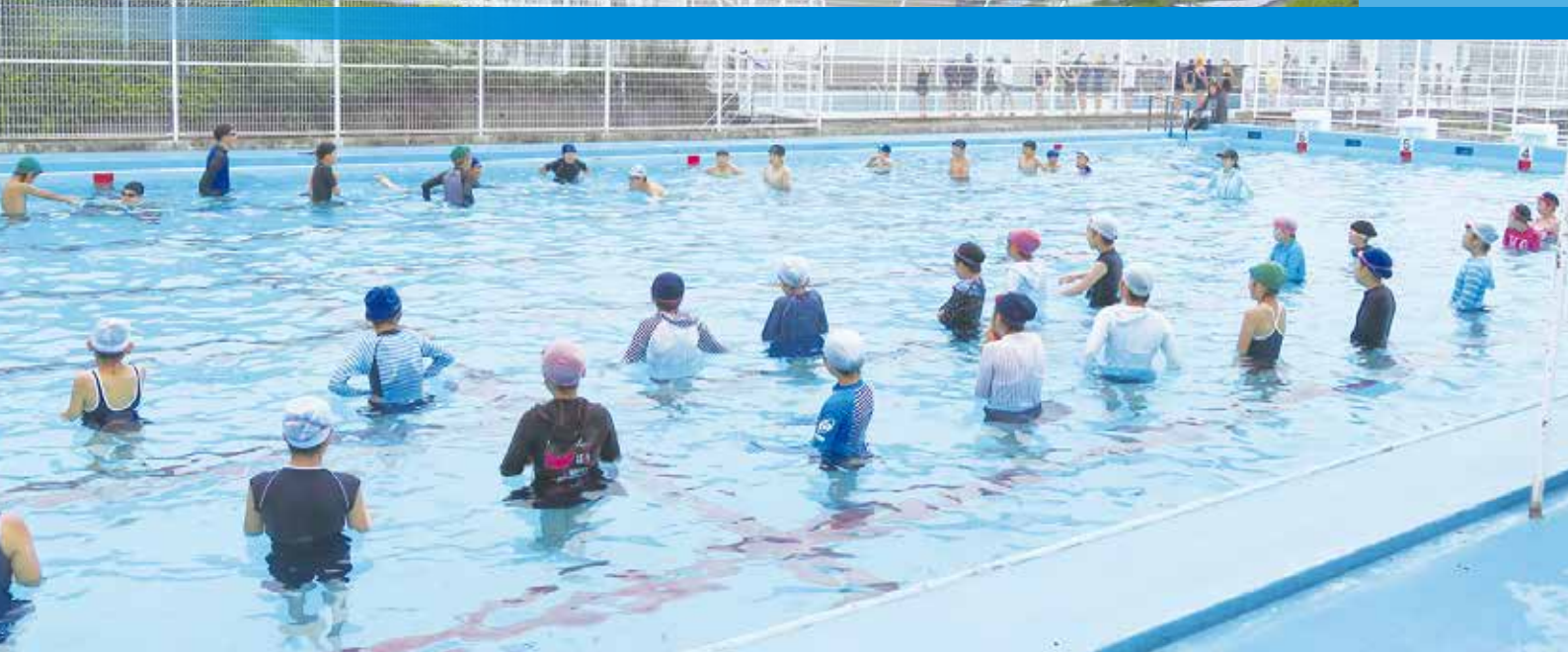


議会だより



プール開き

大雨で土砂を被った
アサリ稚貝採取(育成)ネット



豊漁の浜 復活へ



CONTENTS

定例会議会報告	2
議会審議結果表	5
常任委員会経過	6
特別委員会経過	7
一般質問	9
議会報告会の実施について	12
議長通信	12

※7月6日～8日の平成30年7月豪雨は、各地に特別警報が発令されるなど(吉富町も発令)、九州北部、広島県、岡山県、愛媛県を中心に広い範囲で災害が発生し、被災され、ご不孝にも多くの方がお亡くなりになりました。吉富町議会といたしましても、被災された多くの方にお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々へ、ご冥福を衷心より申し上げます。

平成30年第2回定例町議会は、6月6日から21日までの16日間開催されました。

専決処分の承認を求めることについて（平成30年度吉富町一般会計予算）

平成30年度吉富町一般会計予算について、平成30年3月29日の臨時町議会で否決となったことを受け、住民生活に支障が生じないよう年度開始前に成立させるため緊急を要することから、平成30年3月30日付けで専決処分したので、法の定めるところにより議会に報告し、承認を求めるもの。



<主な討論内容>

反対

山本議員：誰の意見も忠告さえ聞かず傍若無人に突き進む、その横暴の集大成である、予算書そのものを二度にわたり否決するも、議会の議決を無視し、住民をないがしろにした専決という独裁的行為に対し、反対します。

岸本議員：議会が二度否決した一般会計当初予算を専決処分するやり方は、地方自治法が前提とする車の両輪とも言われる、議会のチェック機能の役割を完全に無視したもので、権力の暴走につながるものと危惧せざるを得ません。すでに暴走の一步であると抗議の意思を表明し、反対します。

是石議員：専決処分は、議会委任によるものと、物理的、時間的に議会が開けないものと二通りに限ります。余裕がないというが、一週間ありました。二回目の否決も予想した巧妙なやり方です。議会の審議を無視する。一顧だにしない独善・独裁の議会・住民無視の暴挙です。承認できません。

花畑議員：平成30年3月定例議会で否決、3月29日の臨時議会で2度目の否決がなされた一般会計予算書の承認については、その内容等に何一つ改善された点はなく、民主主義の根幹でもある本議会を軽視したものであり、さらには住民代表でもある議決機関を無視するこの行動は、到底容認することができないことから、不承認の討論とします。

中家議員：3月の定例議会において、一般会計予算に賛成しました。その後、3月30日付けで専決されたことは、議会が必要ないと言えるかと思えます。このことに対しては、やり方が間違っていると思います。本来なら、暫定予算を組んだりし、議会とも対話をもって向き合うべきだと思い、反対します。

賛成

梅津議員：一部漁業費について減額に不備はあるとしても、その他上程された99.9%については何ら不満もなく、行政の方々の苦慮の末の最善のものであったと捉えていますので、賛成いたします。

横川議員：賛成・反対、色々ありましたが、私は一般会計予算を人質にとって議論を進めることに、一議員としてどうしてもできないので、専決処分に賛成します。

【広報よしとみ7月号に掲載の「専決処分の不承認に伴う措置（報告）の議会側の見解】

地方自治法第179条第4項で「専決処分」をした承認案が不承認となった場合は、「町長は、速やかにその専決処分に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない」となっております。

広報の7月号の報告文が「必要と認める措置」であるならば、広報に書く前に議会に報告、説明を行ない不承認となった本質と経緯を書くべきです。

又 新年度の開始前に改めて議会を招集時間的な余裕がない事からやむを得ず専決処分を行なったと記してありますが議会といたしましては、新年度予算の大事な案件であり、執行部が本当に必要な予算というならば、時間的な余裕は充分にあったと判断しますし、応じる用意もしておりましたが、招集されませんでした。

政務活動費の申請及び受領（条例に基づく）により「議員全員の追認」とも記して有りますが議会としましては追認（追認と言う議決はなく、不承認は議決です。）とはなりません。

以上を町民の皆様方へお伝えさせていただきます。

専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）



専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）



＜賛成討論 岸本議員＞

上記2議案は、地方税法等の一部を改正する法律等が、平成30年3月31日に公布、4月1日付けで一部が施行され、これに準じて、上記条例の一部を改正する必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がなく、同年3月31日付けで、専決処分をしたので、議会に報告し、承認を求めるもの。

平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について



補正予算の追加
予算総額

1,377万5千円
31億5,357万5千円

歳出の主なもの

こどもの森園舎等改修工事設計委託料	144万6千円
プレミアム商品券発行事業等助成金	140万円
小学校玄関前周辺舗装工事費	170万円

＜主な討論内容＞

反対

山本議員：専決処分という独裁的な強権発動である、30年度当初予算から続くものであり、議会としては、審議はおろか提案そのものに異議を申すものである。

岸本議員：地方自治法が想定する二元代表制のもとでの一般会計当初予算の一括専決は、そこに至るプロセスも含めて、他の意見に耳を貸そうとしない横暴さと、町長による行政を思うままに動かすという町政の私物化を示しています。町長の権限は真に支障のない住民生活の実現にこそ発揮されるべきことを指摘し、一般会計当初予算に連動する補正予算に反対します。

是石議員：吉富町議会は吉富町の意思決定機関です。その意思に従って町長は予算執行するのです。今町長は議会全員賛成の議会決議をも無視。当初予算の否決は町民の意思です。人事権と予算提案権を後ろ盾に無理やり強弁する。否決された一般会計予算に基づく補正予算は否決すべきです。

賛成

太田議員：1,377万5千円の追加提案される事案が組み込まれています。単労職職員、臨時職員の給与が滞ることなく支払われること。また、プレミアム商品券の助成金、こどもの森の下水道接続、トイレ改修の設計委託料、などなどどれを見ても大事な事案、可決成立することが重要と考え、賛成討論とします。

横川議員：同僚議員の皆さんも熟慮され、この予算を承認されることをお願いして、賛成討論とします。

梅津議員：今補正予算で提案された町民にとって必要不可欠な予算案について、議会が否決してもそれは何ら問題はない。町長の専決でやればいけないかというような考え方は当初予算に賛成した立場からすると、非常な矛盾を感じ得ません。原案どおり可決されることを希望し、賛成討論といたします。

平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算について



補正予算の追加
予算総額

168万5千円
7億8,149万2千円

歳出の主なもの

電算システム改修委託料	168万5千円
-------------	---------

予

算

人事

固定資産評価審査委員会委員の選任について

平成30年6月20日をもって、3年間の任期が満了する友田博文氏を再度選任するために議会の同意を求めるもの。



<主な討論内容>

反対

是石議員：次はフレッシュな方を選任したほうがよいと思い、反対いたします。

賛成

梅津議員：再任で上げられている方は、在職当時は課長としてその識見は高く評価され、また、退職後も税のスペシャリストとしてこの任務にあたってこられたと高く評価しています。この方が再任されることに賛成します。

契約

工事請負契約の締結について(平成30年度 公共下水道事業広津上区面整備管渠(第1工区) 築造工事)

平成30年5月28日に入札会を行い、株式会社 瀬口組が落札、契約相手予定者に決定したので、工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるもの。



<主な討論内容>

賛成

是石議員：真摯な答弁でだれでもわかるような説明でした。ぜひ早くしていただきたいと思い、賛成します。

山本議員：子どもたちの通学路の重要危険地区と指定されているところです。安心安全を保っていただき、事故がないように工事を進めてほしいとして、賛成します。

協議

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の変更について



福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合理約の変更について



福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について



上記3議案については、平成30年10月1日に筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴い、上記組合理約の一部を変更する必要があるため、議会の議決を求めるもの。

報告

専決処分の報告について(平成29年度 農業農村整備事業(農地耕作条件改善事業) 界木地区ほ場整備工事契約変更)

平成29年度農業農村整備事業農地耕作条件改善事業界木地区ほ場整備工事契約変更について、平成30年4月12日付けで、町議会の委任による専決処分をしたので、議会に報告するもの。

専決処分の報告について(平成29年度 公共下水道事業県道吉富本耶馬溪線管渠(第1工区) 築造工事契約変更)

平成29年度公共下水道事業県道吉富本耶馬溪線幹線管渠(第1工区) 築造工事契約変更について、平成30年5月28日付けで、町議会の委任による専決処分をしたので、議会に報告するもの。

繰越明許費繰越計算書について(一般会計)

平成29年度吉富町一般会計予算の繰越明許費として「地域おこし協力隊導入事業」以下4事業について、翌年度に繰り越したので議会に報告するもの。

事故繰越し繰越計算書について（一般会計）

平成29年度吉富町一般会計予算のうち、「界木地区ほ場整備事業」及び「駅前拠点施設整備事業」を、事故繰越しにより翌年度に繰り越したので、議会に報告するもの。

繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）

平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費として「吉富町公共下水道事業」について、翌年度に繰り越したので議会に報告するもの。

繰越計算書について（水道事業会計）

平成29年度吉富町水道事業会計繰越計算書にある「下水道工事に伴う配水管布設替事業」について、翌年度に繰り越したので議会に報告するもの。

放棄した私債権の報告について

吉富町債権管理条例に基づき、回収不能な町の私債権を放棄したので、議会に報告するものであります。

経営状況の報告について（土地開発公社）

平成29年度吉富町土地開発公社の経営状況について、議会に報告するもの。

◎報告案件につきましては、いずれも法律で議会への報告が義務付けられているものです。

議員提出案件

「町長の専決処分に関する調査特別委員会」設置に関する決議

専決処分及び現状の専決処分事項の指定「町長の専決事項の指定について（平成21年3月23日議決）」に関して、その必要性と内容について精査及び審査と調査を行うために特別委員会を設置した。



平成30年（6月定例会） 議案審議結果

◎議決日：平成30年6月定例会（6日、12日、21日）
（採決が分かれた議案の採決結果）

「○」…賛成 「●」…反対
「議長」…議長職のため表決に参加しない
「-」…当日、欠席等により表決に参加しない

議案番号	議案等の名称	審議結果	中家章智	山本定生	太田文則	梅津義信	横川清一	花畑明	是石利彦	岸本加代子	丸谷一秋	若山征洋	賛成	反対
議案第26号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度吉富町一般会計予算）	不承認	●	●	○	○	○	●	●	●	-	議長	3	5
議案第29号	平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について	否決	○	●	○	○	○	●	●	●	-	(注) ●	4	4
議案第31号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	●	○	-	議長	7	1

(注) 議案第29号は、採決の結果可否同数になったため、議長の裁決により否決となった。



質疑 山本委員

こどもの森の園舎の改修設計委託は、下水道への繋ぎこみとトイレ改修と聞いたが、どういう改修をするのですか。

答弁 健康福祉課長

今回、下水道の公共ますが保育園まで来たので2カ所ついてどの方法が一番効率よく、経費も掛からないかを設計業者に検討してもらい、全体的な長寿寿命化の見直しを考える中で、そのときトイレまでやりかえるほうがいいのか、幾らやりかえたときにかかるか算定をお願いするもので、今回、やりかえありきという話ではありません。

意見 山本委員

議会としては当初予算そのものを否決しています。内

容については、町長が議会で審議してくださいと言われたので、確認させていただきました。当初予算を否決していますので、この予算書そのものには、賛成することはできません。

※平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) (可決)

質疑 山本委員

今回の補正予算で、国保に加入されている方に支障や変更はありますか。

答弁 健康福祉課長

高額医療制度の改正に伴うシステム改修で、現役並みの取得がある方は、若干負担増に、低所得者等は全く影響がありません。

町長の専決処分に関する調査特別委員会経過

(山本委員長)

6/19 開催

※町長の専決処分に関する調査について

委員会ではまず、平成30年度当初予算否決後の専決処分へ至るまでの過程・経緯及び専決処分以外の検討した方法について、執行部の説明を受けた。

その内容を要約すると、

【3月22日(3月定例議会 最終日)の否決の結果のあと、「再議に付す」、「暫定予算を組む」、「原案どおり進める」方法など検討をし、定例会での予算書の内容に異論がないという議員が多数であり、町としても最善の予算案であると考えていることから、最終的に26日に決定し、それから臨時議会の招集手続きを行い、29日に臨時議会が開催され、予算案全体が否決となったので、新年度の開始前に議会を招集する時間的余裕がなくなったことから、やむを得ず3月30日に専決処分をした。

臨時議会で否決された時点で、新年度における住民生活への影響を第一に考え、議会を招集する時間的余裕もなくなったことから、専決処分する以外の方法はなかった。】との説明であった。

質疑 是石委員

考えの相違だが、当初予算の内容はおおむね賛成だと議員全員が言ったわけではない。少数意見かもしれないが完全無視し、全否定して専決にした。暴挙と言わざるを得ないと思うが、この専決はおかしいとの議論はありましたか。22日に否決され内部の会議でいろいろ議論したと思うが、議員はおおむね内容は異論がないということで、全員一致で即専決処分となったのですか。

答弁 企画財政課長

29日の臨時議会までの間、正確に言いますと、26日に最終的に判断したわけですが、その間に、我々はいろいろ考えました。暫定予算という手ももちろん考えました。大方の意見は、30年度の当初予算に異論はないと判断し、それを我々も提案した以上、最良の予算だと思っていますので、もう一度皆さんに御審議いただきたいという思いで、29日の臨時議会上げました。

質疑 岸本委員

当初予算は、1年間の町の姿勢を決めるもの。なかった予算(災害復旧予算)が問題である。必要な予算は専決して、その間にもっと話し合うべきだったのではないですか。

答弁 企画財政課長

漁業関連の予算が削られていたり、浚渫の費用が上がっていないというようなことはあるのでしょうか、予算については、万全の協議をし、整った30年度のその1年間、町民が安心・安全で暮らせる予算だという信念のもとで上がっているものでございますから、それを、まずは丸として判断して認めていただきたいという思いでございます。

質疑 山本委員長

暫定は暫定として組み、1年を通して契約しなければいけない行為とか、そういったものに関しては専決を行うという方法だってあったんじゃないかなと思う。そういう検討はしなかったんですか。

答弁 企画財政課長

検討はしていません。そういった1年の契約、通年での契約というところを結ぶということで、それが一番合理的であろうということで、専決の手段の一つと判断したということになるかと思えます。

質疑 是石委員

合理的と言うが、全専決したということは、議会が不必要だということですか。それで良かったのですね。



答弁 企画財政課長

3月30日にやむを得ず専決処分となったわけですが、専決処分を別段したかったわけではございません。

質疑 岸本委員

3月22日に予算が否決され、26日に(町の方針)が決定した。この間、何回ぐらい会合をもたれたのですか。他の課長を交えての会議はなかったのですか。

答弁 企画財政課長

総務課長と私と町長と何度も町長室で話をしました。

質疑 山本委員長

当初予算が否決された場合、再議にかけることはできたのですか。再提案するか、専決するかしかなかった、若しくは、修正なり、暫定を組むしか方法はないという話し合いになったのですか。

答弁 企画財政課長

当初予算の場合は難しいです。再議にかけたとしても、その対象になるのは義務的経費のみが審議の対象になりますので、そのみの再議をかけたとしても意味がございませんので。当初予算として考えれば、再議は通常はないということです。

質疑 横川委員

当初予算の専決処分が不承認となった場合、その後町長は議会に対して何らかの意思表示をするということですか。必要な措置とはどういうことなのか。

答弁 企画財政課長

法の規定による必要な措置については、今、検討しているところです。それが決まれば、その旨を議会に報告する形になるかと思えます。

質疑 山本委員長

専決処分は、議会を開く暇がないなど地方公共団体が代わって行使する例外的措置だと思うが、特に今回は当初予算をそのまま組むということは例がないと言われているが、今回、3月22日から29日に至るまでの間、他の町などを調べたのですか。

答弁 企画財政課長

近隣とかに、いろいろ実績みたいなものは、全てじゃないんですが、過去にそういったものがあつたかどうかというところのデータベース的なところなどは見ました。参考にはしております。

質疑 岸本委員

幹部職員で議論に議論を重ねて最終的に町長が決めるというのが本当だと思うが、全課長を交えた議論はなかったのですか。

答弁 企画財政課長

大体の道筋が出たところで、各課長を呼んで話をしました。それは、そういう方針でやろうと思うかどうかとの投げかけではあり、決まったものをそのま

ま押しつけたわけではなかったと、私は思っています。

意見 花畑委員

専決に至るまでの間に議長なりに(相談するなど)そういう努力が足りなかったのではないかと思います。他の市町の執行部と議会はそういうやり取りを常にしていると思います。

意見 横川委員

執行部と議会とがもちろん両輪なので、意思の疎通をもつような形ができればこういうことはなかったのではないと思う。今後、そういうことができれば良いかなと思います。

意見 梅津委員

議会もこれを入れないから認めない。専決処分の承認のときに他の議員が、人質を取ることに同意しないと。私もまったくそのとおりで、議会もそうだし、執行部も歩み寄りの話がない。

意見 中家委員

当初予算が否決されたことに対して、執行部はもう少しきっちり対応していただきたい。地方議会では普通あり得ないということ、認識していただき対応すべき。これから議会と執行部がしっかり対峙して、やっていくべきだと思います。

意見 岸本委員

否決した理由に、浚渫予算がないので反対だと言ったとしても、ほかの予算が全部、GOではない。(こうした)勝手な解釈が本質的の問題ではないかと思っています。否決されたことに対しての真摯な思いがない。

※町長の専決事項の指定(平成21年3月23日議決)について

先ず、議会事務局長から本町の地方自治法第180条第1項の規定に基づく、町長の専決処分事項の指定の状況及び指定事項の内、変更契約の増減に伴う専決処分ができる範囲の近隣市町の状況の説明がある。

意見 横川委員

当時は、町長と議会が対峙している中、先輩議員がそこに発議を出してこれを通したというのは、そこにとっても意味があつたのかと重く考えている。

意見 山本委員長

議会が500万円以下は白紙委任をしている。発議で出しているのが適当に作っている訳ではない。上毛町とは調整をしたかもしれない。今後、発議内容を変更した方が良いのか、そのままよいのか継続して調査を進め、来年3月の定例議会までには結論を出すこととしたい。



梅津 義信 議員

吉富小学校児童を不審者から守る取り組みについて問う！

問 本町児童への不審者発生件数を知らせてください。

答 教務課長
平成27年度1件、平成28年度3件、平成29年度1件、平成30年度5月末現在1件です。

問 通学路はどのように定められていますか。

答 教務課長
学校長が児童の安全確保と安全に関する指導を行う上で、通学のための道路として指定しているものは通学路となっております。

問 通学路の定期的な点検を行っていますか。

答 教務課長
毎学期、学期ごとに教員が集団下校をして、その折に、危険な箇所等の有無の確認を行っています。

問 不審者に対する観点からも定期点検などはされていますか。

答 教務課長
毎学期、必ず教員が集団下校を一緒にして確認する中で、不審者というか、例えば、危ない箇所、暗い、路地、大きな塀があってそこから見にくいとか、そういうところの観点も含めての定期点検を行っています。

問 登下校時、見守りについてはどのようにしていますか。

答 教務課長
毎月の1日、2日は登校指導日として朝の登校時に教員が街頭指導を行うとともに交通指導員、寿会、レディースの会員の方々も一緒に街頭指導を行っています。PTA活動の一環としまして、日にちを決めずに御自分の自宅の付近で、下校時の危険箇所、人通りの少ないところ等を中心に見守り活動を自分のペースでやっています。また町の防犯組合では毎週火曜日を基本に、児童の下校時間にあわせて巡回パトロールを実施していただいています。また、天仲寺下の交差点で毎日指導員を配置して行っています。

問 児童への不審者から身を守る教育についてはどのようにされていますか。

答 教育長
学校の取り組みについては、日常的な指導といたしましては、「いかのおすし」、「いか」について行かない、「の」車に乗らない、「お」大声で叫ぶ、「す」すぐ逃げる、「し」知らせるという指導と「よ

しとみ」の約束を教室に掲示し、指導の徹底を図っております。「よしとみ」の「よ」より道はしません、「し」知らない人について行きません、「と」友達と一緒に下校します、「み」みんなと安全に下校します。これを日常的な指導としています。特設の指導としては、1つは防犯教室、児童を対象に警察等を招いての具体的な指導を2年に一度行っています。昨年度はDVDを視聴し、安全な登下校と家での留守番中に人が訪ねてきたときの対応について指導をしています。また、文書、メールでの注意喚起、町内や近隣市町での不審者情報が届いた場合、児童に対して注意喚起と安全指導を行うとともに保護者にも注意喚起を呼びかけるものです。本年度については、鈴熊での公園での不審者情報を受け、1回文書を配付しています。その他職員研修を実施しています。不審者が侵入したときの対応について、不審者対応マニュアルを確認するとともに、実際に児童と職員自身を守る訓練を実施する予定にしています。

問 不審者対応マニュアルについて説明を求めます。

答 教育長
学校で毎年発行しております教育指導計画書に記載し、毎年そのマニュアルを確認しています。例えば、日常的には子供が学校に入った後、門を閉めるとか、入口を限定する、不審者等区別がつくように入り口でチェックして札を下げるとか、そういったマニュアルが指導計画書に明記されております。また、そのマニュアルに従いまして、職員で、訓練を実施するようにしています。

※上記のほかに、「吉富漁港単独航路の浚渫について問う！」の質問をしています。





岸本加代子 議員

災害復旧について

問 災害が起った場合、復旧に至るまで町がとる手順について説明を求めます。又議会はどこから係るのですか。

答 総務課長
関係機関と連携し、災害の原因、状況について把握

し、県に報告しながら復旧を実施します。災害復旧事業の窓口は県であり、連携を図りながら行い、議会には事業決定後、予算を審議していただきます。

問 災害復旧は自治体の第一義の仕事と認識していますか。事業に対する補助率は、災害発生の年度内、年度以降によって変わるのですか。

答 総務課長
補助率は変わってくると思います。

(第一義の仕事との認識に関する問に答え無し)

問 例えば役場前の町道に災害によって亀裂が入ったとか陥没したなど危険な状態になった際、その道路を暴力的組織の人が通行するという理由で復旧を躊躇することがありますか。

答 総務課長
この辺のすべての方に支障を来すので早急に復旧します。

意 町が管理するものについて同じように復旧に取り組むべきです。

子ども医療費の完全無料化について

問 現在、通院の場合、月800円が必要です。県下ではこうした負担をなくし、完全無料にする

自治体が増えていきます。過去の実績で保護者負担の総額は年間いくらでしょうか。

答 健康福祉課長
平成29年度280万円程度と推測されます。

問 子ども医療費について独自施策を行っていた自治体に国はペナルティを科していたが、今年度廃止した。これにより本町には400万円から500万円の新たな財源が生まれている。すぐにでも完全無料化はできる。どうでしょうか。

答 健康福祉課長
完全無料化については国の協議会でも二分化しています。今後は国県の動向を見て対応したいと思います。

交通弱者対策について

問 別府団地内に巡回バスの停留所を作ってほしいとの要望がある。近くの公園にバス停はあるが、その距離が高齢者にとって苦痛だという状況は理解できる。どうでしょうか。

答 総務課長
地域公共交通会議で最善だという意見のもとにこの路線を決定している。別府団地内にバス停を設ける意思はありません。

問 高齢運転手による事故が多発している。自主返納を促進し、生活の利便性を図るためにも敬老パスを配布し、高齢者の巡回バス料金を無料にしたらどうでしょうか。

答 総務課長
最低限の利用者負担として100円の料金をお願いしたいと思います。

※他に「専決処分のあり方」「交通弱者の声の把握」について質問しました。



山本 定生 議員

地方創生交付金事業(5つの事業に関して)、まちづくり会社について

問 現在までの募集や問い合わせの説明を求めます。

答 企画財政課長
現在、その社長になるべき人材につきまして、広く公募をしており、22日が締め切りとなっています。1名の方から質問したいなものは来ましたが、正式な申し込みは今のところはまだない状態です。締め切りで募集がなかった場合は、再募集をかけたいと思っています。

方から質問したいなものは来ましたが、正式な申し込みは今のところはまだない状態です。締め切りで募集がなかった場合は、再募集をかけたいと思っています。

問 簡単に言うと、駅前に第三セクターを使って、商店連盟なるものをつくり、その代表の会長を今回募集すると。これって町がすることなのですか。それならば、商工会を初めいろいろな商店さんもあります。そういう所を中心にやった方が良かったのでは

ないですか。

答 企画財政課長
吉富駅周辺にぎわいをつくるということで計画を立てまして、まちづくり会社のほうにそれを受け継いで頂いて、最終的には自走していくお膳立てを今町がしているというところです。

問 創業支援事業について物件を2件探しているという話があったが、空き家活用店舗事業とは絡めてやっているのですか。

答 産業建設課長
創業支援スクールに参加した方で、町内の物件を探している方につきましては、空き家調査ではなく、御自分で適地を探して、交渉をしているようですが、空き家調査の物件については、確認はしてないようです。

問 (空き家活用店舗事業と) 創業支援スクールとは連動しないのですか。

答 企画財政課長
この空き家活用出店事業、それと産業建設課が

山本議員つづき

行っています創業支援スクール、これにつきましては、メニュー（地方創生交付金事業）は別です。

意 地方創生推進交付金という一つの大きな目玉として町でやっている。ということは、全部が大體絡むのではないかなと思う。まちづくり会社の話もしかり。でも今の話で聞くと、「産業建設課と企画財政課がやっているものはメニューが違うからしません」と。本当に町を発展させるためにやっているのか。ただ単にメニューを消化するためにやっているとしたか聞かえない。交付金ありき、貰えるからやる、とりあ

えず何かやった実績をつくる。このような目の前のことを今さえ良ければいい的な、さもしいことに職員力を割くのではなく、町が本当にいい未来をつくれるよう、子や孫たちが希望を持てる町になるようなことへ、優秀である職員たちを充てて欲しいと願います。

※上記質問以外に、「行政改革実施計画に関して」「町の契約に関して」「救急車両の利用に関して」の質問をしています。



是石 利彦 議員

行政改革の進捗状況について

問 吉富町第7次行政改革実施計画の進捗状況が公表されました。

今富町長は、人口1万人を目指すそのための政策をとってきました。政策とその検証についてお尋ねします。

計画中、時代に即応した総合的、機能的な組織・機構の見直し、「17番 総合調整会議の開催、各課横断的事業」については、各課の依頼により随時、開催するとあります。進捗状況では調整会議1回となっています。なぜ1回なのか。

答 企画財政課長
この29年度はたまたま、1回の調整となりました。

問 たまたま1回だけだと答えました。28年、29年も1回です。非常に少ない気がします。これは、私の印象ですが、町長がトップダウンで指示すれば、担当課はそれに従わざるをえないと思います。適正な調整会議が開かれるのか疑問です。トップダウンだから必要ないのでしょか。

答 企画財政課長
回数が少ないからといって、それが町長のトップダウンとは無関係です。

意 私にはそうは思えないということです。

問 総合的な土地利用の推進について。年間どれくらい持ちましたか。

答 産業建設課長
特に会議は持ってはいません。

問 企画財政課と産業建設課が所管となっていますが、2課の会議は開いていないのですね。

答 産業建設課長
必要なときに調整をしています。特別、会議という形での打ち合わせはしていないという意味です。

問 一般行政部門の定員について、「22番 定員適正化計画の推進」について、説明を求めます。

答 総務課長
職員の定員は、派遣職員3人を除き76人です。

平成28年度は、年度途中の11月1日に3人を採用し定員を確保しました。平成29年度は、採用予定の職員試験合格者の辞退、また、平成28年度末に職員が依願退職し、2人の定員不足です。臨時職員で対応しました。平成30年4月1日時点は、採用予定の職員試験合格者の辞退、身体障害者手帳保持者試験の応募者がなく、2人の定員不足です。臨時職員で対応する計画です。

問 29年度は派遣職員を除く職員が74名と書いています。右の欄では、在職職員数77名うち派遣職員3名を含むと記載されていますが、左の欄では派遣職員を除くと記載。書き方が違いますが、何か意図があるのでしょうか。

答 総務課長
特に意図はありません。

問 同じ書き方で書くべきだと思います。条例による定員は81名です。29年度は76名の計画が実際は74名で2名足りない。2名不足にもかかわらず派遣職員を出しているということではよろしいのでしょうか。

答 総務課長
派遣職員は3名です。派遣職員を除く定員が76人で、そのうち2人が不足したということです。

意 職員数の2名減でも派遣職員を3名他組合に派遣しています。そういう方々をまず本庁に戻して町職員の能力を十分に発揮できるような人事配置にすべきと考えます。中学校組合では豊前市議会からの組合議員さんも2名の派遣を吉富町に戻すというのは良い、「正しいですね」と言っています。豊前市から人材を2名派遣していただき、吉富町からの中学校組合派遣職員を本来の吉富町行政に配置することを提言します。

※上記以外に、「人口1万人に向けての12年間の政策効果について」「第7次吉富町行政改革実施計画進捗状況について」の質問中、「安全対策公共施設の維持管理業務の民間委託に関して」「経費の節減合理化等財政の健全化関係、経費全般の節減合理化と予算の厳正な執行」「機構改革の実施」について質問をしました。

議会報告会の実施について

吉富町議会では、平成26年から町民の方々への議会報告並びに意見交換会を実施しており、今年も実施する方向で検討しているところです。

今年は、住民の皆さんから先にテーマを募集し、頂いたテーマの中から議会内部で選択を行ない、そのことについて、議員とご出席いただいた皆さんと意見交換をしたいと考えています。

つきましては、本年のテーマにしてほしい内容がございましたら、下記までお知らせください。

郵 送 〒871-8585 吉富町大字広津226番地1 吉富町議会事務局宛
電話・FAX 電話(24-4075) FAX(24-3219)

※パソコン等での投稿も可能です。ご投稿の際は、町ホームページの **吉富町議会** のマークをクリックして、**【議会事務局】ご意見・ご感想用紙** によりお願いします。

議 長 通 信

町民の皆様には、議会活動にご理解を頂き誠に有難うございます。

広報よしみ7月号における、今富町長の専決処分の報告文について、町民の皆様にご考えをお伝えさせていただきます。

町長は、専決処分の承認に関して、否決された政治的責任を真摯に受け止め、住民代表である議会の意見や指摘に耳を傾け、町の代表として不適切と思えるような発言を厳に慎んでいただき、議会の議決に向き合っていないと思われるような行為と慢心的にとられる姿勢を改めていただけることを望みます。また否決されたことを議会に責任を転化するような発言などは、行わないようにすべきです。

今後とも二元代表制のもとに常に協議の場をもち、安全・安心の住みやすい町づくりに議員全員、是々非々をモットーに頑張っていくので、町民の皆様の御理解・ご協力を宜しくお願いします。

今年の夏は、例年にも増して酷暑ともいわれるくらい暑い日が続いています。また、これから台風が一番多い時季を迎えます。皆様におかれましては、暑さ対策、防災対策にしっかりと取り組んでいただき、町が放送する防災無線や気象台の発表などにより情報を得て、十分な備えをして下さい。

自分の安全はまず自分で守るということを心に留め、万が一に備えましょう。

どうぞご自愛下さい。

吉富町議会議長 若山征洋

初盆参りについて

初盆を迎えられたご家庭におかれましては、静かなお盆でご愁傷のことと存じます。

故人様の生前を偲び、心からご冥福をお祈り申し上げます。

尚、公職選挙法等により、初盆のご家庭のお参りに際しましては、御仏前等は控えさせていただきます。

何卒、ご理解のほどよろしくお祈り申し上げます。

次回予告

次の定例会の開催は、9月になります。請願、陳情等がありましたら、8月末日までに議会事務局に提出してください。 議会事務局